

登別市介護予防・生活支援体制整備推進協議体設置要綱

(目的)

第1条 日常生活に支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けることができるよう、多様な介護予防・生活支援サービスを提供する主体間の情報共有及び連携・協働による地域資源の開発等を推進するために、登別市介護予防・生活支援体制整備推進協議体（以下「協議体」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議体は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活に関するニーズの把握に関すること
- (2) 地域資源の情報共有・連携の強化に関すること
- (3) 開発の必要なサービスに関すること
- (4) 生活支援コーディネーターに関すること
- (5) その他協議体が特別に必要と認める事項

(組織)

第3条 協議体の委員は、第1条の設置目的に賛同する次に掲げる市内の関係機関及び関係団体からの推薦等により選出された者で構成するものとし、当該関係機関及び関係団体からの推薦等により委員の変更、追加選出などを行うことができるものとする。

- (1) 登別市連合町内会
 - (2) 登別市民生委員・児童委員協議会
 - (3) 登別市地域包括支援センター
 - (4) 登別市社会福祉協議会
 - (5) 登別シルバー人材センター、市内の特定非営利法人及び介護サービス事業者等の生活支援等のサービスを提供する事業主体者
 - (6) その他必要と認める団体等
- 2 委員に定数は設けないものとする。ただし、委員総数は原則として20名を超えないものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議体に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議体を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議体は、会長が招集し会議の議長となる。

- 2 協議体の会議の開催は、委員の半数以上の出席を必要とする。
- 3 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(報酬)

第7条 協議体の委員及び前条第3項の者の報酬は無償とする。

(事務局)

第8条 協議体の事務局は、登別市保健福祉部高齢・介護グループとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、会長が協議体に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。